

彦根市宅地開発指導要綱の主な改正点

令和 8 年 8 月改定分

1. 第 5 章 その他の手続 (説明会の開催等) 第 32 条第 2 項

(内容) 説明会の対象者を追記

現要綱 P14	新要綱 P15
事業主は、前項の説明を行った場合は、説明会状況報告書(別記様式第 4 号)または当該報告書に準じる書類により市長にその内容を報告しなければならない。	事業主は、前項の説明を行った場合は、説明会状況報告書(別記様式第 4 号)または当該報告書に準じる書類により市長にその内容を報告しなければならない。 この場合において、開発区域から周囲 10 メートルの範囲にある建築物の所有者、居住者および土地の所有者について、名簿および位置図により明確にしなければならない。